

《お知らせ》

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 避難指示区域等から転入した被保険者に係る 令和4年度以降の後期高齢者医療保険料の減免について

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等から転入した被保険者に係る令和4年度後期高齢者医療保険料につきまして、下記のとおり減免措置を実施しますのでお知らせいたします。

1. 減免対象者

東日本大震災発生時、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）に住所を有し、震災後、埼玉県内の市町村に転入した被保険者（転入後、年齢到達した被保険者を含む）。

（※1）①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

※「避難指示区域等」は「帰還困難区域」、「旧避難指示区域等」、を合わせた区域と一致します。

2. 令和4年度相当分の保険料の減免措置の取扱い

減免対象者	減免措置
・ <u>帰還困難区域</u> から転入した被保険者 ・ <u>旧避難指示区域等</u> （※2）から転入した <u>上位所得層</u> （※3）を除く被保険者	全額免除

（※2）平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された（e）旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の5つの区域等をいう。

（※3）世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和3年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。

3. 提出書類

①後期高齢者医療保険料減免申請書

②り災証明書（コピーでも可）

※ただし、前年度以前に保険料減免の対象となった被保険者の方につきましては、り災証明書の提出を省略することができます。

4. 注意事項

すでに令和4年度保険料減免申請をされている場合は、再度申請いただく必要はありません。

5. 令和5年度以降の保険料の減免措置の見直しについて（予定）

被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で、段階的に減免措置を終了することが予定されています。見直しが予定されている内容は次の表のとおりです。

	対象となる区域	具体的な福島県内の対象地域	保険料減免措置の見直し予定内容	
			見直しの初年度 (保険料の50%を減免)	見直し2年度目以降 (減免はなくなります)
①	平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・広野町、檜葉町の一部、 南相馬市の一部 ・川内村の一部、田村市 ・特定避難勧奨地点	令和5年度	令和6年度以降
②	平成27年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・檜葉町の残り全域	令和6年度	令和7年度以降
③	平成28年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・葛尾村の一部、南相馬市の一部 ・川内村の残り全域	令和7年度	令和8年度以降
④	平成29年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部	令和8年度	令和9年度以降

※ 平成31年（令和元年）以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及びこれから避難指示区域等の指定が解除される地域（特定復興再生拠点区域を含む）についても同様に減免措置が見直される予定です。

詳細につきましては、下記まで御相談ください。

《お問い合わせ》

市町村連絡先

埼玉県後期高齢者医療広域連合
保険料課 保険料担当

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県浦和合同庁舎 4階

TEL 048-833-3120（直通）